

専決処分の承認について（令和 6 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2025 年（令和 7 年）2 月 13 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号）を次のとおり専決処分する。

2025 年（令和 7 年）1 月 16 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

令和 6 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,647,142 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 177,765,707 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		35,563,151	1,647,142	37,210,293
	2 国庫補助金	9,199,524	1,647,142	10,846,666
歳入合計		176,118,565	1,647,142	177,765,707

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		83,853,015	1,647,142	85,500,157
	1 社会福祉費	38,667,643	1,647,142	40,314,785
歳出合計		176,118,565	1,647,142	177,765,707

第2表

繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援・定額減税補足給付金事業費	1,647,142

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額
15 国庫支出金	35,563,151	1,647,142
歳 入 合 計	176,118,565	1,647,142

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	83,853,015	1,647,142	85,500,157	1,647,142
歳 出 合 計	176,118,565	1,647,142	177,765,707	1,647,142

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
37,210,293
177,765,707

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	35,563,151	1,647,142	37,210,293
	2 国庫補助金	9,199,524	1,647,142	10,846,666
	11 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,921,159	1,647,142	5,568,301
歳 入 合 計		176,118,565	1,647,142	177,765,707

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,647,142	01 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,647,142

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	83,853,015	1,647,142	85,500,157	1,647,142		
1 社会福祉費	38,667,643	1,647,142	40,314,785	1,647,142		
1 社会福祉総務費	21,527,772	1,647,142	23,174,914	1,647,142		
歳 出 合 計	176,118,565	1,647,142	177,765,707	1,647,142		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	10 需用費	500	29 低所得世帯支援・定額減税補足給付金事業費 1,647,142
	11 役務費	19,306	
	12 委託料	45,858	
	13 使用料及び賃借料	27,478	
	18 負担金補助及び交付金	1,554,000	

参 考

地方自治法 抜粋

- 第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 2 5 2 条の 2 0 の 2 第 4 項の規定による第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。